退職後に働いている場合の年金について

～“再任用制度”と“年金”の関係とは？～

年金の支給開始年齢が65歳へ段階的に引き上げられているため、定年退職後も再任用等で仕事を続けられる方が増えています。では、再任用中に年金の受給権が発生した場合、年金の支給はどうなるのでしょうか？

再任用と年金との関係

❶ フルタイム勤務

老齢厚生年金	在職中は、年金（基本月額）と賃金（総報酬月額相当額）を合算した額により、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。
退職共済年金（経過的職域加算額）	在職中は、賃金の額にかかわらず全額支給停止となります。

❷ 短時間勤務（厚生年金保険に加入する場合）※短期組合員の方はこちらに該当します。

老齢厚生年金	在職中は、年金（基本月額）と賃金（総報酬月額相当額）を合算した額により、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。
退職共済年金（経過的職域加算額）	在職中でも、賃金の額にかかわらず全額支給されます。

❸ 短時間勤務（厚生年金保険の適用外の場合）

老齢厚生年金、退職共済年金（経過的職域加算額）ともに全額支給されます。

年金と賃金の関係

年金と賃金の合計額が51万円を超えるとき、年金の一部または全部が支給停止されます。

支給停止額（月額）＝
｛（年金※1＋賃金※2）－支給停止基準額（51万円）※3｝×1/2

※1　年金（基本月額）…… 老齢厚生年金額×1/12
※複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、それぞれの年金額を合算します。
（加給年金額は含みません。）

※2　賃金（総報酬月額相当額）… 標準報酬月額＋過去1年間の標準賞与額の合計額×1/12

※3　令和7年度の額であり、年度毎に変更となることがあります。

長期加入者の特例と障害者の特例による加算との関係

特別支給の老齢厚生年金の受給者で、以下のどちらかの特例に該当する方は、65歳に達するまで老齢厚生年金に「定額部分（国民年金の老齢基礎年金に相当）」と「加給年金額（一定の要件を満たす配偶者や子がいる場合）」が加算されます。

ただし、厚生年金の被保険者として働いている場合は、この特例による加算を受けることができなくなりますのでご注意ください。

長期加入者の特例に該当する方

●昭和36年4月1日以前の生まれの一般組合員の方、または昭和42年4月1日以前の生まれの特定消防組合員の方
（退職時または60歳時点まで引き続き20年以上消防職員（消防司令以下）として在職している方）

●公務員として厚生年金保険に加入した期間が44年以上の方（短期組合員期間を除く）

障害者の特例に該当する方

●年金制度上の障害等級に該当する程度の障害の状態にある方
（障害の状態については右記QRコード をご参照ください。）

障害の状態についてはこちら

◉ 特例の支給イメージ

一般組合員で、昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方の場合

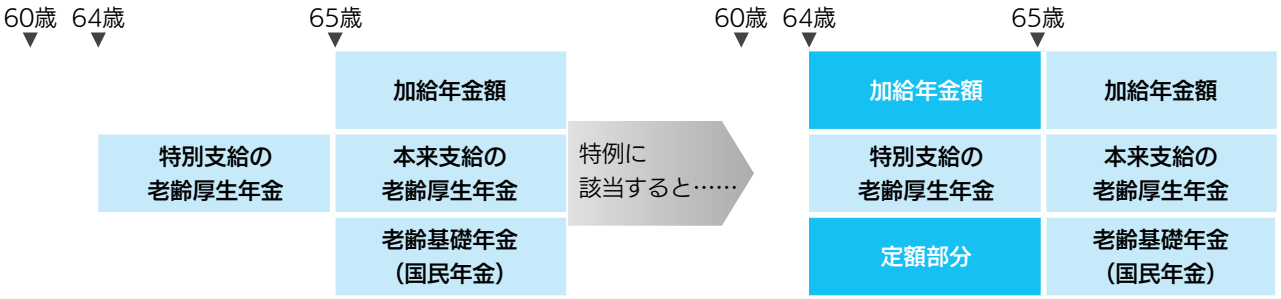

お問い合わせ先　年金課　TEL 029-301-1414

年金情報をインターネットで提供しています（マイナ手続きポータル）

「マイナ手続きポータル」では、マイナンバーカードとスマートフォン等を利用して、組合員の皆さんそれぞれの公務員共済期間に係る以下の情報を取得することができます。ただし、すでに老齢または退職の年金を受給されている方、および老齢厚生年金の支給開始年齢に到達されている方は、当該情報を取得できません。

●取得できる情報
① 年金加入履歴・加入期間
② 保険料納付済額
③ 標準報酬月額等
④ 年金見込額（※）
⑤ 給付算定基礎額残高履歴

※年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに、年金受給額等を試算しているため、実際の金額と異なります。

全国市町村職員共済組合連合会　検索

●「マイナ手続きポータル」を利用可能な方
① 組合員
② 組合員であった方

●ご利用時間
24時間３６５日（サーバーのメンテナンス時を除く。）

●相談窓口（E-mailのみ）
全国市町村職員共済組合連合会
年金部年金企画課
Mail：mypo_kiroku@shichousonren.or.jp